

第三十七 上代の文章

文學博士 小中村清矩

此演題につきての陳述は、我が國の文章は太古より起りし事を始とし、其文章を文字に記して世に傳へたる創始を詳にし、奈良の朝より山城の京の始に至り、從來言

詞を以て傳へたる祝詞宣命文の一變して物語となり、遂ひに文筆上の巧緻を盛にせるまでの事實を、其時代々々の作文に照し合せて論ずべし、されば本日の文章論は、全く上古より延喜に至るまでの説と思ひ給へかし。

先年まで國學者古學者と稱せらるゝ輩の外は、假令大學たりとも、我が國の古言を講究するが如き事業はあらざりしを、此四五年以來は官立の學校に國語の科ありて國文を兼ね民間には傳習所研究會の如きもの起りて、此學盛になりしかば得業の學者は文學史國文典を著はして續々世に行はれ、從學の青年輩は記紀の歌を考究し、萬葉集を研鑽する時勢となりしにより、今日此演題に於て祝詞宣命の古文を談するも、祖先の國たる本國の古言の體を窺ひて、遂ひには中古近古と轉じ來れる言詞の沿革を辨ふべき人たちの便にもとての所業にして、彼の文學史國文典を編述せんとする徒の少か參看ともならば幸ひならん。

予か文章につきての講演は去る廿年東京學士會院にて古代文學論、又廿三年に同所にての文章論等ありて、既に會院雜誌に記載し、印刷して世に顯はれたれど、其雜誌は刷本少くして、廣く江湖の人の目に觸れざるものなれば、更に其説を増訂して

今日の講演としたる所多し、

我が國の文章は上古の人の言詞より起れり、其は諸人思ひあれば必ず口に發するを平語（タラシイコト）といふ、然れども吉凶其他の事に附き其思ひの切なる時發するは、必言詞に文ありて平語と異なるものなり、古く其一例を挙げば神代に天照大神天の岩屋戸に籠り給ひし時、諸神替るゝ其戸口に參りて出現し給はん事を懇請せし中に、天兒屋根尊（タケノミコ）の稱辭（タテマツ）を聞しめして大神の感し給ひ、頃日（ツギヒ）人多く懇請すれども、未だかくうるはしき言はあらずとの給ひ、岩戸を細く開きて窺ひ給ふ事、神代紀の一書にみゆ、さればかゝる折には、冠辭をも對語をも用ゐて美麗（ウツクシ）しくあやをなし、聞く者の感情を起さしめたるは、取も直さず言詞の文章にして、祝詞宣命の起原とや云はまし、此二種の外更に歌詞の一體あり、こも又人の心の物に感動して止み難き時は、歎息の聲を發するを基として、言詞へ自らなる曲節（マヅメ）を附けて謠へるものにして、即ち素戔鳴尊の八雲立の神詠を始として、古事記日本紀に載られたる歌等は、皆真心より起れるものなれば、後世題を設けて心にもなき事を詠出るとはいたく異なるなり、されば、上古の朝會には、必ず伶官の此れを謠ひたるものにして、延喜の頃大歌と唱

へたるは此遺風なり、

これよりは、わが國文國歌を漢字を使用して書き記し、始をいふべし、わが國の上古には、國內同じく行はる、文字なきが故に、文詞歌詞ともに記すべき便なし、然るに崇神帝の朝より外國と通交始り、外人の歸化せるも有り、應神帝に至り、皇太子菟道稚郎子始て漢籍を王仁に受け習ひ給ひしより、漢字の用法漸く世に弘まりしかば、日用の言事は漢字を使用して書記する習となれり、即ち應神の朝より百年餘を過て、履中天皇の朝には、諸國に史を置いて言事を記さしめ、四方の志を達すと日本紀にみえたるが、文字成文の始なり、か、れば漢學創始以來、幾程もなく文事進みぬるが如くなれど、古書を熟讀し時態を考れば必しも然らず、應神天皇以來二百餘年間は、學問はさら也總べての文筆の業は、外國より歸化したる人の裔孫にのみ打ち任せて、朝に仕ふる人より以下一般の人民は、更に關係せざりしが如し、されば履中の朝、諸國に置かれたる史官どもは、彼の百濟より來れる王仁の裔と應神天皇の時帶方、高麗の地なりより、十七縣の黨類を率て歸化せる阿智使主、後漢の靈帝の後といへりとの裔にして、王仁の後は河内に住み、阿智使主の後は大和に住み、共に奕世業

を繼て、或は史官と爲り、或は博士となりて、其他蕃別の史等を管せり、故に敏達天皇の時、高麗よりの表疏を讀ましむるに、諸史解する事能はず、王辰爾、百濟王の後獨り能く解釋す、依て諸史を呵責せり、又秦氏、秦の始皇の後といへりの大藏の出納簿記を掌り、王辱爾の船の賦を數へ録せるが如き、當時史官及び書算に關せる職に勤務せるは、皆外人の裔なるを思ふべし、かく文筆の業は外人に委して、我が國人は勤め學ばんとせざりしは、抑も又故あり、我が國上古の風俗は、上下共に世職にして、神に仕るを中臣、忌部、武を專とするを物部、大伴、飲膳を掌るを膳、大伴部海獵を業とするを海部、土工を土師部、鍛工を鍛部、織工を織部、服部、山林を守るを山部といふ類、各職業を氏として官私の事を爲し、これを子孫に傳へて更に他業に轉ずる事無かりしかば、史部も其類にして、祖先より其道に精しき外國歸化人の裔の世業にはなれる也、然るは漢字の傳來し其れを以て言事を記すべき世となりたれども、上流の人こそは少しく關係もあらめ、中等以下の人は却て口々に相傳へし古風を以て便とし煩はしく漢字を記憶して言事を記さんと思はざりしならん、猶謂は、何れの國にても上古は武を専らとして、所謂質文に勝つ状態なるが、我が國にては外國と通

交以後とても久しく其風を改めざりし也、
 履中天皇の時史官の言事を記したる體裁は、いかなりけん今知る由あらざれど、思ふに古事記の書體に類せるものならんと思はる、其は詠詞の如く言詞のまゝを皆がら文字に寫し出しては殊の外に文の長くなれば、大かたは漢文の格に従ふものから、或ひは言詞のまゝを存せざれば文意を誤るべき恐れある所は、久羅下那洲多陀用幣琉(古事記の文とやうに記せるものにして、其漢文も成るべく邦語に訓むべく作りて、讀者に便ならしめたるものなるべし其は古事記よりも撰者の時代古かるべしと思はる、上宮記(聖德太子の事を記せる書なるべし)の文體の、全く記に同じくして、漢文の格にては讀難きをみてしか思はる、也、さて上宮記の全部は今亡佚したれど、釋日本紀十三に引たる記文の中、繼體天皇御生誕の事を記したる條をいさゝか抄出して參考に供す、

上宮記の内

汗斯王(日本紀所謂彥主人王)坐彌乎國高島宮時、聞比布利比賣命甚美、女遣人召上自三國坂井縣而娶所生伊波禮宮治天下乎富等大公王也、繼體天皇父汗斯王

崩去而後王母布利比彌命言曰、持抱王子、無親族部之國唯我獨難養育、舉之爾時下去於在祖三國令坐多加牟久村也、

又上宮法王帝説の文の如きも此類なり、其他古事記より古きもの猶有るべしと雖も、現今傳はらざるをいかにせん、されば漢文の盛に行はれ初めたる、孝德天皇以前の文章の皆かかる體にして、日本紀第一第二に參考として引く所の神代の諸説を挙げたる一書の原文及び古く諸家にて祖先よりの譜牒を記したる纂記(天武天皇紀に此名稱みゆ)など云らん書は、皆此文體ならんと思はる、

繼體天皇の時百濟より五經の博士を貢り、欽明天皇の朝より易博士、曆博士、醫博士、樂人等、皆交代して來朝し、畫師も亦來る、是れ朝紳の士漸く學術に進み、從來の史部のみにては不都合なる故なるべし、さて推古天皇の攝政たる厩戸皇子は、天文地理諸藝に通ずと紀にみえて、殊に文筆の業を好み玉へり、故に十七條憲法及び佛經の疏等、自ら撰述ありしもの、今に現在せり、是我國にて正しく漢文の格を備へたる文章の顯はれたる始なり、又太子幸行の時建たりと云へる伊豫の道後の碑文あり、碑は今亡びたれど、文は釋日本紀に引たる伊豫の風土記(全書亡ぶ)に據て知らる、太子

の作なりや否は詳ならず、少しく六朝風の文にて、七歩の才など唐土の故事をも舉げたり、太子は佛法を興されたるのみならず、儒道に於ても亦文章の祖とすべし、又冠位憲法を作りて制度法律の始を爲し、遣唐使を隋國に遣して外交を修め、孝德天皇改新の基を起させ給へるは、我が國開明の先進とや申すべき、さて此一節はわが國にて純粹なる漢文の起りし始を云ふ、

我が國の言詞を漢字に寫して文をなせるが、今現存して最も古きものは、大和の法隆寺の金堂なる藥師佛光背の銘なり、故に其文を左に掲出す、則推古天皇十五年の作にして、明治廿五年を距る事千二百八十五年の古文也、

法隆寺藥師佛光背の銘

伊邊大宮治天下天皇用明大御身勞賜時歲次丙午年用明召於大王
天皇推古與太子皇子而誓願賜我大御病大平欲坐故將造寺藥師像
作仕奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇推古及東
宮聖王皇子大命受賜而歲次丁卯年推古仕奉

此訓は予が臆測を以て付けたるものなれば、或は誤あらんも計り難し、然れども必

かくの如く訓むべく作文せし事疑なし、さて、欽明天皇の朝既に百濟より曆博士を貢せし由紀にみえたれば、推古の朝には曆法定りて干支を用ゐられたる歟、天皇の尊號も此朝に始めて定め給ひぬること、覺ゆれば、此考別にあり、從來專稱せし大王の號をも取り重ねて、大王天皇と記せるは、質朴の世の狀みえて面白し、又同朝三十一年に成たる釋迦の像も同じ堂内に在りて、銘文の體もこれと等し、
又法隆寺の中なる中宮寺といへる尼寺に、推古天皇の廿九年に製造せる天壽國曼陀羅の繡帳あり、これは聖德太子薨御の年、追福の爲に造らせ給ひしものといへり、畫も銘文も共に縫ひ取りたるものなるが、今は剝落して纔に存せり、然れども法王帝說、觀古雜帖等に、其銘文を記したるをみれば、當時系譜の類を記したる書體を考ふべき資ともなるべしと思へば、其初段のみを左に抄出して、觀覽に供す、前文より後る、事十五年なり、

天壽國曼陀羅繡帳の首段

斯歸斯麻宮治天下天皇名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等天皇欽明娶巷奇大臣名伊奈米之足尼女名吉多斯比彌乃彌己等爲大后生名多至波奈等己比乃

彌己等ミコト○用明イモナハト妹名等イモナハト已彌居ミコト加期支カシキヤ移比彌ヒミ乃彌己等ミコト○推古ミコト

此文の中、里巷リキョウ奇己居等キコトの字音の常に異なるをみて、上古は通音轉音を以て假字となせしを覺るべし、かく漢文體に假字の邦語阿米の類の文字を云ふを交へて、我が國の言事を記す事は、自らなる勢ひにして、漢文のみか又は假字のみにては、簡便に文を爲す事能はざる故なるべし、されば奈良の朝以下の人の著はせる、風土記姓氏錄の類はさなり、古き金石の文も大かたは正しき漢文ならずして、前に擧げたる文體の如くなるは、古來よりの習慣と正しき漢文を書得る人少かりし故とによれるならん、降りて延喜以下諸家の記録武家に至りての東鑑の類皆うち見には漢文體なれど、其體の文格ならずして、間々邦語のまゝを交へたる所もあるは、是れ古代よりの風の遺れるなり、

右に云ふ所は専ら漢文に邦語を交へたる文章によりて論ずるものにして、全く言詞のまゝを漢字を假て書記せるは、壽詞ユウジ祝詞イハヒなり、壽詞ユウジとは吉言ヨコゴトの義にて、専ら神代よりの古事を陳述し、又は事物を賛美する類を云ひ、祝詞イハヒとは宣解言ノリトコトの義にて、神祭に附て其所由を陳へ、又は神德を賛する類をいふ、壽詞の中最も古きは、中古まで出

雲國造の代替りの時、國造出京し、朝廷に於て祖先たる天穗日命の事跡より、大己貴命の出雲に鎮坐せし次第并に神寶を献る事等を、心深く言詞うるはしく云ひなせるものにして、延喜の祝詞式を擧げて、人の知れるものなれば、其文をこゝに擧げず、次には日本紀にみえたる、顯宗仁賢二天皇の御年若くましまして時に、難を避んため播磨國なる忍海部造細目オシノミの家ウツコホリの僮となりてましける頃、其頃の風俗にて新室ニムロとして新らたに家を建たる時は、必ず懇親の人を招きて宴會し、座上の人次第を以て歌舞するにより、顯宗天皇も客の上座なる來目部小楯クノメベの彈ける琴の音に合せて、室壽の詞を誦しかつ舞給ふ其詞、日本紀にみえたるは、

新室壽詞

築立ツキタテ私室シムロ葛根カネ築立ツキタテ柱者ハ、此家長コノイヘ御心ミココロ之鎮也シツメナリ、取舉トルハ棟梁ムササビ者ハ、此家長コノイヘ御心ミココロ之林也ハヤシナリ、取置トルケ椽ヒキ椽者ハ、此家長コノイヘ御心ミココロ之齊也トノホリ、取置トルケ蘆アサ蘆アサ者ハ、此家長コノイヘ御心ミココロ之平也タイラナリ、取結トルムス結繩ユヰ葛者ハ、此家長コノイヘ御心ミココロ之堅也カタキ、取置トルケ草葉クサカハ者ハ、此家長コノイヘ御心ミココロ之富之餘也トヨノアマリ、出雲者ハ、新墾ニヒバリ新墾ニヒバリ之十握稻ツバシネ之穗ホ於淺甕サラケニ釀酒カメルホキ美飲ミキ嚙哉ニヤ吾子ワカ等ヒト脚キ日本ニッポン此傍山コノカタノヤマ牡鹿サシカ之角ツノ舉而ツクサ吾儕ワカヘ者ハ、旨酒ササエ餌エ香市カニ不以ムス直チカヒ買手カハタ掌ツ摺亮ソウリョウ拍上ウチアゲ賜マケ吾常世アカトヨ等タナ

續ては短歌を以て皇裔なる事をほのめかし、遂ひには履中天皇の皇子なる市邊押盤皇子の御子なる由を顯はし給ふ事に及びたる美談あれど、あまり事長ければこにはたゞ文詞に關せる室壽のみを擧げて止むべし、此他上古の人民の神代の古事を記憶して人に語り聞かするをも壽詞といふ、中古までも大嘗會の時語部といふ役員ありて、中臣壽詞と稱する舊辭を庭上に奏するは其遺風なり、古くは中臣氏の奏したる例なる故かく稱せり、其壽詞古くは數多く有つらんを後世亡佚して、ただ保元年中の大嘗會に奏したる一章のみ、其頃の左大臣なる藤原賴長公の台記といふ日記の別記にみえたるを、こゝに掲出して古風を知らしむ、これは天孫瓊杵尊降臨の時、天忍雲根神をして、天つ國の水を取來らしめて、此國の水に加へ、天孫の供御とせし故事を述たるものなるが、文の前と後とを省きて緊要なる所のみを左に抄せり、

中臣壽詞の内

天降座之後、中臣乃還都祖天兒屋根命、皇御孫尊乃御前仁奉仕、天忍雲根神遠、天乃二上仁奉、上仁神漏岐神漏美命乃前二受給、里申仁皇御孫尊乃御膳都水波、

宇都志國乃水于天都水遠、加旦奉止申、遠事教給仁、依旦天忍雲根神、天乃浮雲仁乘、旦二上仁上座、神漏岐神漏美命乃前仁申、波天乃玉櫛遠事依奉、旦此玉櫛遠刺立、旦自夕日至朝、日照、天都詔戸乃太詔刀言、遠以旦告、禮如此告、波、麻知波、弱、斐仁由都五百篋生、出、自其下、天乃八井出、此遠持天、天都水止所聞、食止、事依奉、支、天降坐とは天孫の此國へ降臨の事をいふ、此詞をみても、飲水に心を用ゐるは太古とても同じ狀也、

神に申す祝詞の最も古きは、大己貴神の分靈を出雲の杵築に鎮坐し、神殿を皇居と同じさまに壯大に作りて、櫛八玉神膳夫と爲りて、鑽り火を改て鄭重なる饗膳の神供を造りて奉る時、櫛八玉神の申す詞を古事記に記したるは、事實を述たる其他の記文とは殊に品かはりて、最も古風に覺えたるにより、是ぞ祝詞の濫觴なるべきと思へば、こゝに掲ぐ、

古事記の内

是我所燧火者、於高天原者、神產巢日御祖命之登、陀流天之新巢之、凝烟之八拳垂摩、旦燒舉、地下者於底津石根燒凝、而栲繩之千尋、纏打延爲釣、海人之大口之尾、翼鱸佐

和佐和邇控依騰而打竹之登遠遠登遠邇獵天之眞魚昨也、
此詞は二段にして燒凝而といふまでは炊烟の繁く立騰る狀を述べて自ら庖厨の

豐なる狀を云ひ後段は神供の鮮魚の盛なるをいふ打竹の登遠々登遠々とは魚物の多くして御饌物の臺も撓むばかりなるをいふさて神武天皇以下の祝詞にて最も古雅なるは大祓詞なるが是は良く人の知りたる詞なる故に略して次に最も古しと覺る大殿祭の祝詞を擧ぐべしさてこれ等の古文を讀まむには耳馴れざる古言多ければ聽衆の聽くを厭はるゝも有るべけれど當今行はるゝ文學史にも古へよりの文章どもを掲出して其體裁を示したるに同じくたゞ談話のみにては益なからんとこの老婆心より起れるものなれば暫く退屈を忍び給へ、

大殿祭詞

高天原爾神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氏皇御孫之尊乎天津高御座爾坐氏
天津璽乃鏡劍乎捧持賜天言壽宣志皇我宇都乃御子皇御孫之命此乃天津高御
座爾天津日嗣乎萬千秋乃長秋爾大八洲豐葦原乃瑞穗之國乎安國止平氣知所食
止言寄奉賜比以天津御量氏事問之磐根立知草能可岐葉毛言止氏天降利賜比食

國天下登天津日嗣所知食須皇御孫之命乃御殿乎今奧山乃大峽小峽爾立留木乎
齋部能齋斧乎以伐採氏本末波乎山神爾祭氏中間乎持出來氏齋鉏乎以齋柱乎立氏
皇御孫之命乃天之御醫日之御醫止造奉仕留禮瑞之御殿乎汝屋船命爾天津奇護言
乎言壽鎮白久此乃敷坐大宮地波底津磐根乃極美下津網根波府蟲能禍無高天原
波青雲乃靄極美天乃血垂飛鳥乃禍無堀堅留多柱桁梁戶牖乃錯動鳴事無久引結留
葛目能緩比取葺計草乃噪岐無久御床都比能佐夜伎夜女乃伊須々伎伊豆都志伎
事無久平氣奉護留神御名乎白久屋船久々能遲命屋船豐宇氣姬命御名波奉稱氏
皇御孫命乃御世乎堅磐爾常磐爾奉護利五十樞御世乃足良御世爾田永能御世登
奉福爾依氏齋玉作等我持齋麻波持淨麻波造仕留禮瑞八尺瓊能御吹乃五百都
御統乃玉爾明和幣曜和幣乎附氣齋部宿禰某我弱肩爾大櫛取懸氏言壽伎鎮奉事
能漏落武事波神直日命大直日命聞直志見直氏志平久氣安久氣所知食登白詞別白
久大宮賣命登御名乎申事波皇御孫命乃同殿能裏爾塞坐參入罷出人能選比所知
志神等能伊須呂許比阿禮比坐乎言直志和志坐氏皇御命孫朝乃御膳夕乃御膳仕
奉流比禮懸伴緒襪懸伴緒乎手躡足躡不令爲乎親王諸王諸臣百官人等乎

己乖々不令在邪意穢心無久宮進爾進宮勤爾勤之米答過在波見直志聞直
坐氏平久氣安久氣令仕奉坐爾依氏大宮賣命止御名乎稱辭竟奉登白

この祝詞の初段に、天祖より天璽の鏡劔を皇孫に給ひて、大八洲國に下し給へる由縁を述べたるは、大祓詞其他の祝詞、又續紀の宣命にもみえて、建國の原始を先づ語りて御皇統の繼承を明らかにすべき、曆朝の聖意より出て、自ら文例となれる事は、既に本年一月當所にて講演せる祓禊沿革の中にも云へるが如し、次には皇居を建築するに附き、其護神たる屋船豐宇氣姫命を厚く祭祀する事を云ひ、詞別詞の同じ折に祀れる大宮賣命の徳を賛せり、これはもと皇居建築の始に神に申したる詞なるべきを、後世には神今食新嘗祭の當日の前後に、此詞を申て屋船神を祭る事となり、今世も猶新嘗祭の前に行はる、事なり、されば後世に至りや、引直したる所もあるべけれど、其原は神武天皇の御代より行はれし祭の詞の傳りたる事疑なし、此他延喜式卷八にみえたる祝詞は、大かたは官祭の時神に申す詞にて、時代によりて少々づゝの文體の違ひはあれど、多くは上代よりの意を傳へたるものなる事は加茂本居の翁も解せられたり、さて上代の壽詞と祝詞とは、即ち言文一致なるものな

るが、いまだ片假名字平假字の發明なき時代なるが故に、止む事を得ず漢字を用ゐて記し來れるものにて、次に云ふ宣命の文も亦然り、

宣命とは、天皇の詔及び命令を言詞にて宣告したるを其まゝ、文字に寫せるをいふ、書に顯れたるは續日本紀を始とす思ふに日本紀なる神武天皇以下歷世の詔文も、其實は皆續紀の宣命の如く言詞を以て宣告有たらんを、書紀選述の時編者の其意を取て、表面は美しき漢文に翻譯したるものと覺ゆ、さればこそ其詔文は、漢書三國志晋書の類の成文を截斷して綴合せるか多く、中には數句を其儘用ゐたる所もあり、雄略天皇大漸の詔の如きこれ也、これはかくの如く撰述あらざれば、全書の體裁のうち合はざるより、止む事得ざる所業ならん、されどこれによりて古言の詔文の傳への失せたるは惜むべし、

孝德天皇の朝以下に至りては、漢文の詔勅盛になりたれども、猶言詞を以て宣告する古風をも交へ行はれ、これを宣命と稱し、國史撰述の時二つながら交へ載せられたるは、當時の史官の注意せられしものといふべし、さて御即位、大嘗會立后、立太子の如き詔は皆宣命にして、當日宣命使といふ役員庭上に立て群臣に讀聞かするな

り、桓武天皇の皇子仲野親王は、奏壽宣命の道を能くせられ、音儀詞語模範とするに足れり、當時の王公其儀を識る者稀なれば、朝臣に勅して、親王の亭に就て其音詞曲折を受け習はしむと、三代實錄にみえ、又古き書籍目錄に宣命譜といふ物みえたるが今は傳はらねど譜となづけたるをもて思ふに、其讀揚ざま、音聲の巨細長短、昇低曲節などをしるべしたる物にこそ有けめと、本居翁は歷朝詔詞解のはじめにいはいたり、さて山城の京となりて、世人の言詞もいたく轉遷し、漢文のみ盛に行はれしかば、當時の詞をたゞちに宣命に寫しがたく、只古への文例のまゝに取綴事のみとなり、後には言詞の中に漢文の體を交じへて書るは續紀の宣命の中にも既に少しは交りたり、宣命を作る職掌なる内記なども、漢文をのみむねと練習して、わが國の古言古意に疎かりし故なるへし、然れども御即位、大嘗會などの大節には、必ず宣命を用ゐて古風を失ひ給はず今の明治の大御代に至るまで猶然り、さて續紀の宣命の中なる一二を抄出して、いさゝか其例を知らしむべし、

文武天皇即位の詔

現御神止、大八島國所知天皇大命止、ヲホミコトヲ 麻ノリタマフ 詔、大命乎、集侍皇子等、王臣百官人等、

天下公民、諸聞食止、詔、高天原爾事始而遠、天皇祖御世、中今至、ミナモトノミコト 麻ノリタマフ 且、天皇御子之阿禮坐牟彌繼々爾、大八島國將知次止、オホヤシマクニシラサツギヤ 天都神乃御子隨母、アメニヤムカミノヨサ 天坐神之依之奉之隨、マツリマニキ 聞看來此天津日嗣高御座之業止、キコシメシクコノアマツヒツキタカミクラノワザ 現御神止、アキミカミ 大八島國所知倭根子天皇命授賜比負賜布、タマフ 貴支高支廣支厚支、タカヒロアツ 大命乎、オホミコト 受賜利恐坐且、ウケタマリコソイマシ 此乃食國天下乎、コノオクニアミノシタ 調賜比、ツクハタマフ 平賜比、ヘラタマフ 天下乃公民乎、オホミタカラ 惠賜比、メグミタマフ 撫賜牟止、ナデタマフ 隨神所思行止、カミナガラトモシメ 久詔、ナガクノリタマフ 天皇大命乎、オホミコト 諸聞食止、モロクキコシメサヘ 詔是以百官人等四方食國乎、ツカサノヒトドモヨ 治奉止、チサメマツル 任賜幣、マケザマ 留國國宰等爾至、クニノミコトモナトモ 麻ノリタマフ 且、天皇朝廷敷賜行賜、スメラミヤノシキタマヒサナタマフ 留幣、ルヘビ 國法乎、クニノリ 過犯事無久、アヤマチオカコトナ 明支淨支、アカヤヨ 直支、ナホ 誠之心以而、マコトノココロモネ 御稱稱而、イハススミニシテ 緩怠事無久、タユミオタルコトナ 務結而仕奉止、ツトメシマリツツカヘマツル 詔大命乎、オホミコト 諸聞食止、モロクキコシメサヘ 詔故如此之狀乎、ノルカレカクノサマ 聞食悟而、キコシメシサトテ 欸將仕奉人者、イソシクツカヘマツラムヒトハ 其仕奉禮、ソノツカヘマツルマシ 良狀、サマニ 隨品品、シナ 讚賜上賜治將賜物止、シナホメタマヒサナタマフ 詔、ノリタマフ 天皇大命乎、オホミコト 諸聞食止、モロクキコシメサヘ 詔、

これは續紀卷一の始めに載られて、文武天皇の持統天皇の讓を受けて御即位有し時の宣命にして、第一節はかゝる大詔の始に必ず掲ぐべき文例にして、親王百官より公民に至るまでに宣り聞かしめ給ふ由を云ふ、第二節は天祖以來御相承の寶位を繼ぎて御即位まします事を示す、第三節は京官地方官共に法令を過つ事なく、誠意を以て懈怠なく奉仕せよと誠め給ひ、第四節は此詔意のまゝに格勤せん者は、其

行跡に従ひて位を進め給はんとの意にて結末となれり、

次に擧たるは寶龜二年二月左大臣藤原永手の薨しぬる時、光仁天皇甚た痛惜給ひ、詔使を以て其家に贈り給ひし吊賻の詔文なるが、凡て五段にして殊に文詞うるはしく、よく大御心の哀悼を寫し出せるものなれば、殊に掲出して示さんとす、

光仁天皇左大臣を吊ひ給ふ詔

藤原左大臣爾詔大命乎宣大命坐詔久大臣明日者參出來仕待比賜問爾
休息安麻利參出末事波無帝天皇朝乎置而罷退止聞看而於母富久於與豆禮加多
波許止乎加云信之有者仕奉之大政官之政誰任之加罷伊麻須執授加罷
伊麻須恨加悲母朕大臣誰爾加我語比佐氣半執爾加我問比佐氣半悔彌惜彌痛
彌酸彌大御泣哭之坐止詔大命乎宣梅加惜母加自今日者大臣之奏之政者不聞
者夜成半自明日者大臣之仕奉儀者不看行夜成半月日累往麻爾悲事之彌可
起母歲時積往麻爾佐夫之岐事乃未彌可益加朕大臣春秋麗色波誰俱見行
弄賜半山川淨所者就俱見行阿加良閑賜半歎賜比憂賜比大坐坐止詔大
命乎宣美麻之大臣乃萬政總以無怠緩事無曲傾事久王臣等彼此別心

無普平奏比公民之上母廣厚慈而奏事此耳不在天皇朝乎暫之間母罷出
而休息安母事無食國之政乃平善可在狀天下公民之息安倍流事乎旦夕夜日
不云思議奏比仕奉者欵美明美意太比之美多能母志美思保之川大坐坐間爾忽朕
朝平離而罷麻之奴言半須部母無爲半須部母不知爾悔備賜比和備賜比大坐坐止
詔大命乎宣又事別詔久仕奉志事廣美彌麻之大臣之家子等母波布理賜
不失不賜慈賜半溫賜半人目賜半美麻之大臣乃罷道母宇之呂輕久心母意太比爾
念而平久罷止富良須止止詔大命乎宣

因に云ふ右の宣命の如く、互爾乎波の類を小書にしたるは、其始詳ならず、思ふに文武の朝より遙か往代に書き始めたるものなるべし、此書法は祝詞宣命の如く言詞を寫して書する時にのみ用ゐて、事實を記せる漢文習氣の文には有る事なし、前に引たる上宮記又釋迦佛の銘の類を云ふ其小書の例一定なるざるは、作者の心に任せたるもの、如し、されば後世までも言詞をたゞちに文となせる物には往々此格を用たる一二を示すべし、高橋氏文は、高橋氏の祖先たる磐鹿六獵命、景行天皇の時の人の行事を始め、歷世其裔孫膳夫の職に仕へ奉り、若狹國を領したる事までを記

して、上進せる書にして、古へ氏文と稱し此類の書多かりし中の一つ也、此書は延暦十一年に、高橋安曇の二氏、神事の時庭上の行立の前後を争ひし折、上進せしものなれど、祖先より此記録を授て書したらん事、此文の古雅なるにて知られたり、されば神人に申す宣命祝詞の外、事跡をも其體に記したるには、猶文字の大小あるを知らしめんとて左に、其一節を出せり、

高橋氏文の内

此時勅久、誰造所進物、問給爾時、太后奏此者、磐鹿六猶命所獻之物也、即歡給比譽、賜天勅久、此者磐鹿六猶命獨我(心)非矣、斯天坐神乃行賜倍物也、大倭國者以行事、負名國奈磐鹿六猶命波、朕我王子等爾、阿禮子孫乃八十連屬爾、遠久長久天皇我天津御食乎齋忌、取持天仕奉止、負賜天、則若湯坐連等始祖物部意富賣布連乃佩大刀乎、令脱置天副賜支、

これも全く言詞のまゝ、をうつせる物なる故に、かゝる體に記したるものなるべし、さて遙かなる後世までも、言詞のまゝ、を書記する時は、此格を用ゐたる證を一つ擧ぐべし、其は友人小杉榎邨氏の寫し置ける阿波國の古文書の内、近衛天皇の久安二

年、檢非違使の廳にて訴人の口供書を記したる問注といへる古文書原文最も多かる中の僅々を寫し出して備考とす、

檢非違使廳の問注

成俊

右以快順申詞問成俊之處、申云、快順於全、一日毛不召籠候也、又妻毛不召籠候也、土申

秦恒正重房從者、渡與成俊爲濫行證人、成俊召進之、

右問恒正云、成俊擲取快順身并妻等之事、依實辨申如何、必辨申云、

恒正申云、召籠快順事實仁候也、何箇日土慥不覺候、又妻毛一度召籠天候、比日數目不覺候也、日來快順夫妻共被擲籠天歎候、比志承候、土岐申以恒正申詞問成俊之處、申云、快順不召籠之由先條辨、申畢、妻於三箇日召籠天候、土岐申

これは阿波國名東郡一宮の神官河人成高、弟成俊と共に、軍兵を率て同郡延命村なる常樂寺に亂入し、僧快順等を追捕せし訴により、使廳にて官人等の問ひ糺したる問注にて、此頃までも言詞を以て陳述する事は、公文たりともかゝる體に記したる

もの也

片假字平假字の便起りしより、前にいふ漢文習氣のもの、外、假字を以て事實を記せる書の中にも、亦宣命書を用ゐたり、今管見せるもの、中、後冷泉天皇の頃の人なる、宇治大納言隆國の、かりそめに諸人の談話を記せる今昔物語こそ、此體の最も古きなれと思へば、其一をこゝに抄す、これは卷廿二に載たる内膳大臣乗惡馬語といへる文の後段のみなり

今昔物語の内

此ノ大臣年未々若ク御ケル時ニ、他戸ノ宮ト申ス太子御ケリ、白壁ノ天皇ノ御子也、其ノ人心猛クシテ人ニ被恐ム御ルケ、其ノ一ノ惡馬有ケリ、人ノ乗ラム爲ル時ニ、必ス踏咋ケリ、然レハ敢テ人乗ル事无ケリ、而ル間彼ノ他戸ノ御子、内膳ニ命シテ此ノ惡馬ニ令乗ム、然レハ内膳此ノ馬ニ乘リ給フニ、萬ノ人此ヲ見テ恐怖レテ、内膳定メテ此ノ馬ニ被咋踏テ損シ給ヒナム、糸惜ク思ヒ合ルニ、内膳乘リ給フ、此ノ馬頭ヲ垂テ動ク事无シ、然ハ内膳事无ク乘リ給ヒス、其後度々鞭ヲ打給フニ、馬尙不動ス、然テ庭ヲ度々打廻テ下給ヒニ、此レヲ見聞ク人内膳ヲ讚テ、此レ只人ニモ不御リトリケ

思ルケ、昔ハ此ル人ナム御ケルト語リ傳ルヘタトヤ

さて奈良の朝の末に片假字始り、山城の京の始に平假字始りてより、諸人漸く言事をさながら記載する事の便を得たりと雖も、習慣の久しきにより、男子は猶漢文習氣の交雜文を以て記録し、内々はともあれ表面には假字文かく事を耻たるがごとし、されば女子のみ漸く其を用ひて、消息文はさら也言文一致に近き文をも記したりけむを、其文拙くて後世に傳ふるに足らず、又は湮滅したるも多かるべし、然るに竹取の物語は、物語の出來はじめと源氏にも云ひて、延喜より以前に男子の記したるものなるべきを、前に云へる事情をもて作者の名世に顯はれず、されど其文體の古雅にして、漸く今様なるも交れるは、祝詞宣命の體の一變したるさまと覺ゆれば、其一二を左に抄す、

竹取物語の内多くの貴人かくや姫を妻どひする條

よの中におほかる人をだに、すこしもかたちよしとき、ては、見まほしうする人なりければ、かくや姫を見まほしうして物もくはすおもひつゝ、此つゝ、けざま古風也かの家にゆきてたゝすみありきけれども、かひあるべくもあらず、ふみを

かきてやれども、かへりごとくもせず、わび歌などかきてやれどもかへしもせず、かひなしと思へども、霜月しはすのふりこほり、みな月のてりはたゞくにもさはらずきけり。

（此末段の體後世に有るべくも覺えず）

同物語に石上の中納言燕の子安貝を求むる條

中納言あしくさぐればなきなりとはらだちて、たればかりおぼえむにとて（古文の體也）我のぼりてさぐらむとのたまひて籠^コのりてつられのぼりてうかゞひ給へるに、つばくらめ尾をさゞげて、いたくめぐるにあはせて、手をさゞげてさぐり給ふに、手にひらめるものさはる時に、われ物にぎりたり、今はおろしてよ翁ええたりとのたまひて、あつまりてとくおろさむとて綱をひきすぐしてつなたゆる（かく簡にしてよく聞ゆるは宣命の風也）すなはちやしまのかなへのうへにのけさまにおち給へり、人々あさましがりて、よりてかゝへ奉れり、御目はまらめてふし給へり、人々御口に水をすくひいれ奉る、からうじていき出給へるに、またかなへの上より手とり足とりしてさげおろし奉る。

猶古風の例證として擧ぐべき條あまたあるべきを、今ことに心も用ゐずしてみるがまゝに引出たるは演説の前に臨み急^{ニカ}なる所爲^{シヨウ}なり、下に引たる伊勢物語の文も同じきなり、さて此書を作れる時代詳ならざれど、試に云はゞ弘仁嵯峨の朝より貞觀清和の朝までの間、學才すぐれたる人の著したるものなるべきか、さらば浦島が子の事を美しく漢文にて作れる小説は既に奈良の始に顯はれ、此事は先年當所にて演述せる古代小説の中に詳に云へり、嵯峨のみかどの頃には、漢土より遊仙窟の類をも渡し來て、學士の間にもてはやさるゝまゝに、既に片假字平假字の便起れるを幸ひとし、其をもて一種の小説を作るべく思ひ起せる才子の事業ならん、すべて我國の上代の文は、目にてみるよりも耳にて聞く方をむねとしたらん、事彼の語部の古風をも思ひ合さるれば、かくかくや姫の故事を、さも有りげに記したるを、物語としも名負^{ナツ}たるは、讀む方をむねとしぬるによれり、又月の都の仙嬢の事を種子とし、其が竹の中に顯れたるなど、奇異を以て趣向し、五人の貴人に姫の詠へたる事物の狀など、漢籍佛經を本としたるをみて、弘仁以後暫しが程は、漢文學最も盛にして、詩賦のみ専ら學者間に行はれたる頃、一奇人の所爲なるべく思はるゝなり、

次に伊勢物語の文も古文の轉變ならんと思ゆる所もあれば、延喜以前のものなるべし、此作者も古來より諸説區々にして定かならぬを、わが師本居内遠翁の説に、此書は業平の書き置けるもの、詠置ける歌に基づきて、其親族の者か、又は知己なりし人の撰びたるものなるべし、といはれたる説ことに其當を得たりと思はる、其詳説は師の記されたものありか、れば業平の卒去より、多くの年を重ねざるほどの撰と覺ゆれば、かたぐ延喜以前の文と臆斷する也、さて例により其文の中一二段を抄出して示すべし、

伊勢物語の内

昔をといろごのみとしるぐ女をあひいへりけり、されどにく、はたあらざりけり、しばしばいきけれとなをいとうしろめたく、さりとていかではたえあるまじかりけり、此前後のあたりのつ、けがらの古めかしさを心してみるべし、なをはたえあらざりける中なりければ、ふつかみかばかり、さはる事ありてえいかで、かくなん、

いで、こし跡だにいまはかはらじをたかかよひちといまはなるらん、

ものうたがはしさに、よめるなりけり、

また

むかし二條の後のまだ春宮のみやすむ所と申ける時、氏神にまうでたまひけるに、このゑつかさにさぶらひける翁人くのろくたまはるついでに、御くるまよりたまはりて、よみてまつりける、

大原やをしほの山もけふこそは神代のともおもひいづらめ、

とてこゝろにもかなしとやおもひけん、いかおもひけんしらすかし、(此結末の文ことに奇なり)

この物語の頃に至りては既に言文一致に遠くして、筆の上なる文をむねとしたるがごとし、但し此物語は歌を専らとして、詞はそれに附てつゝけたる歌集のはし書めきたる物なれば、自らかゝる體にもなりにけん、

さてかくの如く論じつゝくれば、今の京となりて、祝詞宣命の古文體は終ひに衰へたりと雖も、其體一變して、男女とも内々に書きかはしたる消息はさらなり、はかなく書すさびつる假字文の必ず世にありつらんを、男子のは漢文の習氣に書くを常

としたれば顯れず女子のは其文亡び或は拙くて後世に傳はらざるものなるべし、かゝればわが國の文章は古風以後も斷絶せし事はなかりしを、世には紀貫之朝臣をもて假字文の始と思ふ、人の多かるはいかにぞや、彼の紀氏は始て古今集序大井河行幸和歌序の如く、漢文の格詞をまたに思ひて書出せる文の始をなせりとこそいふべけれ、うちまかせて假字文を書始めたる人にはあらず、されば彼土佐日記の伊勢竹取の物語の文體に似かよひたるをも思ふべし、これより後の源氏物語枕草子三鏡の類は、現今むねと世に行はれて、論說する人に乏しからざれば、強ひて喩を容れざるべし、